

平成24年6月15日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 吉岡 広小路 | 2番 須山 敏夫  | 3番 齊木 亨    |
| 4番 小池 拓司  | 5番 鈴木 深由希 | 6番 桑田 典章   |
| 7番 岡田 美津子 | 8番 久保井 昭則 | 9番 助木 達夫   |
| 10番 新家 良和 | 11番 福岡 誠志 | 12番 山村 恵美子 |
| 13番 澤井 信秀 | 14番 杉原 利明 | 15番 穴戸 稔   |
| 16番 保実 治  | 17番 池田 徹  | 18番 大森 俊和  |
| 19番 竹原 孝剛 | 20番 平岡 誠  | 21番 小田 伸次  |
| 22番 林 千祐  | 23番 亀井 源吉 | 24番 伊達 英昭  |
| 25番 國岡 富郎 | 26番 沖原 賢治 |            |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 市長 増田 和俊         | 副市長 高岡 雅樹         |
| 副市長 津森 貴行        | 総務部長 元 廣修         |
| 財務部長 中原 環        | 地域振興部長 藤井 啓介      |
| 福祉保健部長 森田 和利     | 子育て支援部長 大 鎗 克文    |
| 総合窓口センター部長 瀧 奥 恵 | 市民病院部事務部長 田 邊 俊   |
| 教育長 児玉 一基        | 教育次長 白石 欣也        |
| 建設部長 花本 英蔵       | 水道局長 上岡 譲二        |
| 産業部長 堂本 昌二       | 君田支所長 平岡 淳        |
| 布野支所長 反田 博美      | 作木支所長 瀧 奥 祥二郎     |
| 吉舎支所長 中野 誠二      | 三良坂支所長 渡 辺 健次     |
| 三和支所長 行原 雅典      | 甲奴支所長 藤原 晴彦       |
| 監査事務局長 伊川 文雄     | 選挙管理委員会事務局長 池田 祐治 |
| 農業委員会事務局長 高家 幸男  |                   |

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

|               |              |
|---------------|--------------|
| 事務局長 福永 清三    | 次長 吉川 一也     |
| 議事係長 中村 静明    | 政務調査係長 池本 敏範 |
| 政務調査主任 瀧 熊 圭治 |              |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号   | 件名   |
|------|--|--|
| 第 1  |  | 会期の決定（12日間）  |
| 第 2  | 報告第14号   | 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度三次市一般会計予算）  |
| 第 3  | 報告第15号<br>報告第16号<br>報告第17号                     | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）<br>専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）<br>事決処分の報告について（訴えの提起について）   |
| 第 4  | 議案第52号<br>議案第53号<br>議案第54号<br>議案第55号<br>議案第56号 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）（教育民生委付託）<br>三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託）<br>三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）<br>三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）（産業建設委付託）<br>三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託） |
| 第 5  | 議案第57号<br>議案第58号<br>議案第59号                     | 工事委託契約の締結について（産業建設委付託）<br>財産の取得について（総務委付託）<br>三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について（教育民生委付託）   |
| 第 6  | 請願第 3 号  | 消費税増税反対の意見書の提出について（総務委付託）  |

平成24年6月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年6月15日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名   |    |
|------|------|--|----|
| 第 1  |      | 会期の決定（日間）  | 39 |
| 第 2  | 報 14 | 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度三次市一般会計予算）  | 39 |
| 第 3  | 報 15 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）  | 41 |
|      | 報 16 | 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）  | 41 |
|      | 報 17 | 事決処分の報告について（訴えの提起について）   | 41 |
| 第 4  | 議 52 | 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案） | 42 |
|      | 議 53 | 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）   | 42 |
|      | 議 54 | 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）  | 42 |
|      | 議 55 | 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）  | 42 |
|      | 議 56 | 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）   | 42 |
| 第 5  | 議 57 | 工事委託契約の締結について  | 47 |
|      | 議 58 | 財産の取得について  | 47 |
|      | 議 59 | 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について  | 47 |
| 第 6  | 請 3  | 消費税増税反対の意見書の提出について   | 52 |



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成24年6月定例会を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、三次市議会は、地球温暖化防止と省エネ対策のため、5月から10月末まで期間を拡大して、ノーネクタイなどの軽装といたしております。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は26名であります。

これより平成24年6月三次市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、桑田議員及び鈴木議員を指名をいたします。

この際御報告をいたします。

6月14日、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書を受理いたしております。受理いたしました法人は次のとおりであります。三次市土地開発公社、財団法人三次市開発公社、一般社団法人三次市観光協会、吉舎食品株式会社、財団法人奥田元宋・小由女美術館、株式会社暮らしサポートみよし、株式会社広島三次ワイナリー。以上の説明書については配付のとおりであります。

続いて、御報告をいたします。

広報広聴特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、御報告をいたします。委員長に平岡議員、副委員長に岡田議員が選出をされております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって会期は12日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 報告第14号 繰越明許費繰越計算書について（平成23年度三次市一般会計予算）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、報告第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました報告第14号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第14号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成23年12月市議会定例会及び平成24年3月市議会定例会において御議決いただきました平成23年度三次市一般会計予算の繰越明許費について、市民ホール建設事業ほか22件、合わせて22億6,954万4,000円を翌年度へ繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の中に記載をされております23の事業のうち、今年度に入って5月末までに事業を完了した項目が幾つあるかお伺いします。

もう一点、11番の災害復旧費でございますが、3月の定例会時点では落札者なしというぐあいに説明を聞いておりますが、その後の状況についてお伺いをいたします。

以上でございます。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） 5月末までに完了したものが幾つあるかという御質問については、完了予定についてはそれぞれ事業について把握をしておりますけれども、個々の事業についての部分について、正確なところがちょっとまだ把握はできておりませんが、現在の状況でいきますと、本数で2件ぐらい——正確な数値については後ほど御回答させていただきます。

（建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 花本建設部長。

○建設部長（花本英蔵君） 災害復旧工事の件でございますが、河川災害2件、そして道路災害1件、合わせて3件を繰り越しをいたしまして、一応入札に、応札していただけないものもありましたけれども、繰り越しをさせていただきました。そして、河川災害2件のうち1件が完成しております、残りの道路、河川災害1件ずつ工事しておりますけれども、一番遅いもので11月に完成する見込みでございます。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 5月末に工事が完了するという事業について、6番の農林水産業費のほ場整備事業以下5件が完了する見込みであるということ、3月議会で御答弁いただいておりますけれども、先ほどの2件程度が見込みであるということについて、この差異がなぜそのように生じたのか、見込みが狂ったのか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) この御質問についても、後ほどまとめてお答えさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告1件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第15号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第16号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第17号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

○議長(沖原賢治君) 日程第3、報告第15号から17号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま上程となりました報告第15号から報告第17号までの報告3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年2月4日に、三次市十日市南1丁目1191番7地先、市道十日市261号線内の水路のグレーチング欠落による人身事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

次に、報告第16号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成24年5月6日に、三次市南畑敷町119番1、市道畠敷153号線の路上で発生した道路陥没による車両破損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第17号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、異議の申し立てがなされ、これに伴い、民事訴訟法第395条の規定に基づき訴訟事件に移行することとなったため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり  
ますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定  
法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出  
入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関  
係条例の整備等に関する条例（案）

議案第53号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部を改正する条例（案）

議案第54号 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置  
及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第55号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第56号 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第52号から議案第56号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程になりました議案第52号から議案第56号までの議案5件に  
ついて一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第52号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及  
び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部  
を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）について御説明申し上  
げます。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日に施行されること等に  
伴い、関係条例であります三次市行政組織条例ほか5条例の一部を改正しようとするものであ  
ります。

その主な内容は、三月を超えて在留する外国人住民等が住民基本台帳の適用対象として住民  
票に記載されることほか、外国人登録制度の廃止に伴い、関係条例を整備しようとするもので  
あります。

次に、議案第53号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、河川の増水時等に出動する樋門等操作員の報酬額を定めるため、関係条例である三  
次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとする

ものであります。

その内容は、樋門等操作員の報酬額を市長が別に定める額にしようとするものであります。

次に、議案第54号三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、年少扶養控除及び特定扶養控除が廃止等となったことにより影響を受ける者に対し特例措置を講じるため、関係条例である三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、今まで所得税非課税であった者が、年少扶養控除の廃止または特定扶養控除の控除額の減少により課税となった場合に、改正前の所得税法の規定で計算した仮想所得税が非課税の場合には非課税者として扱うため、両条例に特例措置を設けようとするものであります。

次に、議案第55号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第2条による道路法施行令の一部改正の施行に伴い、関係条例であります三次市道路占用料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、一定の道路に設ける食事施設等及び特定都市道路上空に設ける施設等を占用物件として追加し、あわせて上空に設ける施設等の占用料を定めようとするもの等であります。

最後に、議案第56号三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例であります三次市個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、申請手続の規定等において、未成年者の申請における法定代理に関して、法人を想定した改正を行おうとするものであります。

以上、議案5件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 議案第53号と議案第55号についてお伺いいたします。

最初に、議案第53号でございますが、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る一部改正条例（案）でございます。

樋門等操作作業員のこの報酬額が必要となった理由について、まずお伺いしたいと思います。

次に、「市長が定める額」と書いてございますけども、市長が別に定める額とは、具体的にどこにどのように定めてあって、幾らなのかということについてお伺いしたいと思います。

続いて、議案第55号道路占用料徴収条例の一部改正ですけれども、この改正案の条例について、備考欄について、どこの箇所がどのように改定されておるのかよく理解できなかつたんですけれども、最終ページの6番の中ごろの「第6号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条」、この項が変わっておると理解をしておるんですけれども、それでよろしいのかどうか。

さらに、提出議案資料でいただいた、その現行と改正案についての記載、すべての1番から6番までの現行と改正案にアンダーラインが引いてあります。この資料を見ると、どこの部分のどの箇所が改定されるのか全く理解ができない。なぜこのような記載をされるのかお伺いします。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 議案第53号につきまして御説明をさせていただきます。

まず、この条例の改正が必要となった理由ということでございますが、これまで樋門操作員につきましては、国、県等、それぞれ市と契約をいたしまして、それぞれの業務に従事をしていただいております。今回、こういった樋門操作員の方に事故等が発生した場合に、明確にその職としての位置づけをしておく必要があるという国土交通省からの指導等もございまして、明確に条例の中に樋門操作員という形で位置づけることとしました。これまでは、契約をした中でそれぞれの業務についておっていただいた、いわゆる地域ボランティア的な位置づけといえますか、消防団員の方と同じような位置づけとしておりましたので、明確に位置づけることとしました。

また、樋門操作員等への経費といえますか、賃金、労務費等の支払いにつきましては、それぞれ国、県等で決められたもので、市と契約したもののの中に詳細にわたって明細がございまして、それぞれの樋門の種類でありますとか、ゲートでありますとか、それで操作方法あるいは待機時間、通常の待機の場合と実際に操作に出られる場合といったことできめ細かく決められておりますので、この契約に基づきまして、市のほうで別に時間単価でありますとか、日単価でありますとか、そういったことを設けたいというものでございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 2点御質問をいただきました。

まず、最初に申し上げます。道路占用料徴収条例の別表、今回は本文は変わりませんが、別表を改正させていただこうというものでございますが、この別表は、道路法施行令に準拠しております。

そういうことで、道路法施行令がこのたび改正されてるわけなんですけど、まず1点目の御質問ですが、改正前のところ、確かに議員が御指摘のように、この6番のみが変わっております。改正前は、道路法施行令の7条10号、11号あわせて、これは高速道路、自動車専用道路のみに関する事項でございました。ところが、改正されまして、今回の改正の主な点でもございます

が、高速自動車国道または自動車専用道路、そして「その他の道路」というのが今回加わっているんですけども、そういった関係で、改正のほうは、改正の道路法施行令では、7条の第6号に掲げる施設のところが、高速道路以外の道路が含まれましたので、こういった特定連結路附属地と、いわゆる高速道路等のインターチェンジの敷地とい意味でございますけども、そういったところをあえて分けて上げております。議員御指摘のように、同条第11号に掲げる施設は従来どおり変わっておりません。ということで、高速道路、自動車専用道路占用ということで、あえて分けて、第7条第6号のところだけこういった表現を加えております。

そして、資料のところのアンダーラインですけど、若干触れさせていただきましたけど、今回の道路法施行令の改正が、7条なんですけども、7条の6号以降でございますけども、まず10号に高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路を加えまして、緩和しております。それを6号へ持ってきております。そして、7号から9号を後ろへ1つずつずらした形になってます。そして、改正前の7号の対象となる道路に先ほど出てまいりました特定都市道路とかというのを加えて、条項ずれをしております。そういう関係で、改正前と改正後で同じ位置で比較できないので、すべてそういう表記をさせていただいております。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 樋門操作員等の作業については説明で理解できたんですけども、この非常勤特別職の報酬等費用弁償については、選挙管理委員会の委員長以下約90の項目がございます。その中で、1項目以外はすべて日額なり月額なり1回の額なり提示してあるんですけども、「その他の条例・規則等で定める専門的業務の職に任じられる者」が「任命権者が別に定める額」と記載をしてあります。今回はそれに該当するのか、そしてこれからその細かな細部についての報酬額はお決めになるのか、再度伺いたいのと。

議案第55号につきまして、私の質問の趣旨は、この説明書、提出議案資料の中の他の議案の改定、条例の改定、他の条例改定については改定部分のみがアンダーラインを引いてあって、非常にわかりやすい記載になっておるんです。ところが、このものについては、すべて、変更のないところも、現行も改定も、いずれもアンダーラインが引いてある。もしこの備考欄を他の条例の改正案と同じように書かれるのであれば、1から5までは略、6の改定箇所だけアンダーラインを引くというのが他の条例改正案とそのやり方がそろうのではないかと。したがって、その文書作成改定の標準化ができておらないと私は理解しておるんですけども、その辺についてどうお考えかお伺いします。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 最初に、樋門操作員の関係でありますけども、こちらのほうは、国、県等で決められて、毎年市と契約して、その単価をもってお支払いをするという状況になってございますので、常に金額的にも単価的にも、また時間単価等につきましても変更があるということでございまして、そういった意味で別に定めるということで、この本文のほうへは記載

をしてないというのが状況でございます。

それから、先ほどの説明文と申しますか、新旧対照表との説明の関係でございますけれども、一部改正につきますその書式と申しますか、式の新旧対照表につきましては、改正部分をすべてあらわすことになっておりますので、備考全体をとらえて改正をしておくために、別表の中に備考がありますので、外にそういったものがないということで、こういうあらわし方で御説明をさせていただいております。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 備考欄がすべて改定と今御答弁いただきましたけれども、備考欄のうちの6項だけが、6番だけが改定されとるのであって、それ以外は、私が先ほど言ったように、1から5までは同文なんで、略でいいんじゃないかなろうかなと。これの突き合わせをするだけでも大変時間がかかります。他の改正案はそうようになっておるんですよ。したがって、同じようなやり方で示されるほうがわかりやすくていいと思いますし、それが当然筋だと思います。したがって、私は、その文書改訂なり、文書作成の標準化ができておらないということを言いたいんであって、今後もしそうであれば、そのように改めていただきたいと思います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 御指摘いただいた部分、これまでも作成する担当職員のところはある程度基準に基づいて作成はしておりますけれども、しかしながら議員御指摘のように、せっかくお示しした説明、新旧対照表がわかりにくいという御意見でございますので、もう少し精査して、わかりやすい形というのを今後検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長(沖原賢治君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第53号及び議案第56号を付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第52号及び議案第54号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第55号を付託をいたします。

ここで、報告第14号に対する新家議員の質問に対し、中原財務部長から発言したい旨申し出がありますので、この際これを許します。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 先ほど新家議員のほうから、繰越事業について何件完成したのかという御質問が1つありましたけれども、これについては、5月末までに完了したものは3件でございます。繰越明許事業の繰越概要の部分で申し上げますと、番号でいきますと10番の市道青河

86号、それから12番の市道上板木宮崎線、それから19番の歴みち街並み整備事業、この3件が5月末までに完了をしております。

なお、予算委員会のときに、5月末までの完了予定について5件というふうに申し上げておるかと思えますけれども、これにつきましては、6番のほ場整備の関係、それから14番の青河江田川之内線、この2件について、6月の末までにはそれぞれ完了する見込みでございます。ほ場整備のほうは6月中旬あたりには完了するという見込みでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第57号 工事委託契約の締結について**

**議案第58号 財産の取得について**

**議案第59号 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について**

○議長（沖原賢治君） 日程第5、議案第57号から議案第59号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第57号から議案第59号までの議案3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第57号工事委託契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、三次市公共下水道三次水質管理センターの建設工事において、地方共同法人日本下水道事業団と19億8,000万円で工事委託契約を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第58号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、三次市土地開発公社が保有する6万3,847.67平方メートルの土地を予定価格9億2,296万3,750円で取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

この内容は、東酒屋の用地1万3,953.92平方メートルについては、土地開発基金により2億3,835万9,999円で取得し、残る三良坂町及び吉舎町の用地4万9,893.75平方メートルについては、本年度の一般会計予算により6億8,460万3,751円で取得しようとするものであります。

最後に、議案第59号三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、外国人登録法の廃止に伴い、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第1項の規定により指定した郵便局に取り扱わせる事務を変更することについて、同法第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、三次市の特定の事務を取り扱う郵便局の取扱事務のうち、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務を削るものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 議案第57号と議案第58号について御質問いたします。

最初に、議案第57号でございますが、この水質管理センターの建設工事について、契約の相手である地方共同法人日本下水道事業団、この業者にお決めになったその背景なり、理由について、まずお伺いしたいと思います。

2点目に、三次処理区の整備状況について、いただいた別紙資料の2の図面でございますけれども、この中で、朱のべた部分、これについては平成24年から整備区域という記載がございますけれども、朱で囲った非べた部、これについてはどういう意味合いがあるのかお知らせ願いたいと思います。

3点目に、いただいた資料によりますと、既設の能力が5,820トン／デイでありますけれども、今回の整備を加えて、8,150トン／デイにふえると。将来、B系の2池の処理となると、1万480トン／デイ当たりの処理能力にあると記載をしてあります。本市が、将来にわたってこの下水道工事をすべて完結したときの流入汚水量の日量最大量を幾らに見込んでおられるのかお伺いをします。

続いて、議案第58号でございます。平成22年度の期末、すなわち昨年3月31日付の土地開発公社が保有しております土地、公有用地、代行用地、特定土地含めて13万5,085平米ございました。その後、昨年の9月定例会で、酒屋地区の代行用地約6.9ヘクタール、憩いの森の整備事業として土地開発公社から取得をいたしました。今回6万3,848平米買い戻すということになって、すべて土地開発公社の残地はゼロになるということだと思っておりますけど、その差異が約2,300平米出てまいります。これは、その途中でどの土地がどのように買い戻されたのか、買い戻されたんだろうと思っておりますけども、その内容について、公有用地、代行用地、特定用地のおおのこの今回の取得面積でお教え願いたいと思います。

それともう一点、酒屋地区の約1.4ヘクタールの今回の買い戻しについては、地域戦略プランでお示しになった酒屋総合交流施設の整備事業に充当される用地と理解をさせていただきか、お願いをします。

以上です。

（水道局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡水道局長。

○水道局長（上岡譲二君） 議案第57号につきまして、新家議員の御質問に答えたいと思います。

契約相手に日本下水道事業団を選んだ理由でございますけれども、今回の本件の工事は、三次

市においては大規模工事でございます。その内容も、土木、建築、電気、機械、計装、外構工事など多岐にわたり、また複雑に絡んでおり、専門性を必要とする工事でございます。三次市ではそのノウハウが不足しているため、豊富な実績と経験を持っており、また技術スタッフも充実している下水道事業団に委託するものでございまして、このことから、品質、コスト両面で高い成果が得られるというふうに考えております。

2番目の御質問の、配付させていただいた資料2の朱で塗って白い空白部分ということでございますけど、これはすべて全体計画で、今の赤の朱線で囲んだのは全体計画でございまして、これが1,010ヘクタールでございます。そのうち、黒いところが23年度までに整備したところで、327.7ヘクタールでございます。現認可で残ってるのが朱色で塗りつぶしたところで、306.3ヘクタールでございます。

また、3番目の御質問でございますけれども、このすべての下水道が完結したときの流入の日最大汚水量は幾らかということでございますけど、全体計画の中では1万480立米でございまして、今の、今回整備する施設で電気、機械等がすべてできれば全体計画をカバーできるということでございます。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 新家議員の御質問ですけれども、平成22年末との差については、これは平成23年度で処分をいたしました三次駅周辺整備事業の憩いとにぎわいの施設用地ということで、1,451平米余りでございますが、これを23年度処分をしております。

それから、酒屋の市道用地でございますけれども、これも含めまして、2,337平米余りを平成23年度で処分をしているところでございます。

それから、今回の提案させていただいております中身の部分でございますけれども、代行用地が1万3,953.92平米、それから公有用地が2万7,997.34平米、それから特定土地が2万1,896.41平米、合計6万3,847.67平米でございます。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 藤井地域振興部長。

○地域振興部長(藤井啓介君) 先ほどの土地の関連でございますが、酒屋の総合交流施設との関連ということでございますが、酒屋の総合交流施設については、本年度さらに検討を深めてまいりたいというふうに考えておりますので、現時点ではその土地の購入とは直接関係はしておりません。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 今回の一部土地開発公社の解散に伴う財政調整基金での処理以外に、土地開発基金から充当していく部分を今おっしゃったと思っておりますが、これはまだ地域戦略、三次市における活性化対策事業等々、まだ予定地も決定しておりません。したがって、土地開発基金で一部充当することによって、今後事業化において起債対応になるというメリットがあ

りますから、普通財産ですともう起債対応にならない、補助対応にもならない、そういうことがございますので、当然酒屋保育所の前については、将来を見据えた中で、事業化を今後実現した中で、できるだけ自主財源を縮減するという見地から、一部土地開発基金の中から支出をして、繰り返しになりますが、事業化へ備えていくということで、財政運用の中で検討してきたということで御理解賜ればと思っております。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

○10番(新家良和君) 御答弁、理解は少しはできるんですけども、今の酒屋地区の1.4ヘクタール、市が買い戻すわけですから、いずれにしても市の管理地に、市の保有地になるわけです。したがって、考え方として、酒屋地区に今後交流施設の整備事業をしようとする、本年度もその調査費を予算で計上しとるわけですから、現時点では決定はもちろん見てませんが、考え方として、じゃあそれ以外にこの事業を別な土地を取得してやるということになると、これはまた大変な問題になるわけですから、その考え方について聞いておるんであって、その辺についてもう一度解釈をお願いしたいと思います。

それから、公共事業への利用検討であるとか民間への売却をこの買い戻す土地については検討をしていきたいと、以前からそういう御説明を伺っておりますけども、特定土地、今回残る特定土地の民間への売却なり、公共事業への転用、その可能性が本当にあるのかどうか、お考えを聞かせてください。

それから、議案第57号のほうですけども、地方共同法人日本下水道事業団に決められた背景、趣旨については理解をいたしました。

ただ、これ随契だろうと思うんですけども、この契約金額の19億8,000万円、この金額について、妥当性があるのかどうか、何をもってこれを妥当と判断されたのか、また財源についてはどのようにお考えなのか、お伺いをします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 増田市長。

○市長(増田和俊君) 1点目の点について私のほうからお答えしたいと思います。

今新家議員がおっしゃったことも含めた中で、将来対応できる、そういう予定地として残しておき、それが実現した暁には、当然事業化進んでいった場合には財政運用の中で起債対応にもなるということで、例えば過疎債であれば7割の元利金は交付税で充当できるという、そういうメリットもございますから、そこらも見通した中で、今回財政調整基金で、普通財産で全部処分してしまうと、それは全く三次市の財産ということの中で何ら起債対応にもできないということにもつながってきますから、将来に備えた中で、今のおっしゃったこと、あるいは財政運用も含めた中で、土地開発基金で今回整理しとったほうが好ましいと、望ましいと、そういう判断でございます。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） 特定土地につきましては、基本的には公有用地として求めたものでありますけれども、長年の中で事業化については極めて困難だという判断をしたものを特定用地という形にしとるわけでありますが、基本的にはこの考え方のもとに、民間売却しか処理の方法がないという土地という分け方をしています。ただ、これから先、道路なり何なり、公共用地として利用できる形になれば、当然そういう形で利用していきたいということでございます。

（水道局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡水道局長。

○水道局長（上岡譲二君） 議案第57号の件で新家議員の御質問にお答えしますが、委託契約の金額19億8,000万円の妥当性という御質問だったと思うんですけど、これは日本下水道事業団のほうから、概算事業費につきまして積算をさせていただいて、それを提出したのによって水道局のほうで判断したものでございます。

○議長（沖原賢治君） 水道局長、財源。

（水道局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡水道局長。

○水道局長（上岡譲二君） 事業費19億8,000万円の財源でございますけど、国庫補助金、これ10分の5.5の補助率でございますけど、10億6,900万円、残りが主には起債ということになるろうかと思えます。

（10番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 新家議員。

○10番（新家良和君） 妥当性について、先方からも積算されたものをもって判断をしたということでしたが、その中身が本当に妥当であるかどうかということは、当市ではそういう能力がないといえますか、そういう妥当かどうか判断する力量がないというぐあいに解釈すべきなんでしょうか。余りにも事業の範疇が広くて、しかも高度で技術が大変かかるような事業であるがために、妥当かどうかというのが一般の事業のようにはできないというぐあいに解釈してよろしいのでしょうか。

（水道局長 上岡譲二君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 上岡水道局長。

○水道局長（上岡譲二君） 設計書の中身につきましては、どういう項目があって、今の水処理施設、土木建設工事にあってはこういう項目がありますよと、そういう中身については、今の設計図なり、積算票で確認することはできますけれど、あとの細かいいろんな専門的な機器がございまして、そういった面での判断というのは、やっぱりそういう技術、能力を持った下水道事業団から出たもので認めざるを得ない部分はございます。設計書全体のチェックはさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第58号を付託をいたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第59号を付託をいたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第57号を付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 請願第3号 消費税増税反対の意見書の提出について**

○議長（沖原賢治君） 日程第6、請願1件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第3号消費税増税反対の意見書の提出についてを総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

——散会 午前10時55分——

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月15日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 桑田典章

会議録署名議員 鈴木深由希